

高知工業高等専門学校安全衛生委員会規則

制 定 平成16年 4月 1日

一部改正 令和 6年 4月 1日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則第13条の規定に基づき、安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 副校長、主事のうちから校長が指名した者 1名
 - (2) 産業医
 - (3) 安全管理者
 - (4) 安衛法第12条第1項で規定される衛生管理者のうちから校長が指名した者 1名
 - (5) 安全又は衛生に関し経験を有する教職員のうちから校長が指名した者
 - (6) 事務部長
 - (7) その他校長が指名した者
- 2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

(任期)

第4条 第2条第1号、第4号、第5号及び第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、専門の事項を調査検討するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を校長に報告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 3 日より施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

高知工業高等専門学校安全衛生管理体制組織図

